I 令和5年度の都内道路交通騒音・振動調査結果の概要

1 調査目的及び調査事項

東京都(以下「都」という。)では、騒音規制法の改正に伴い、平成 12 年度から「自動車騒音の状況の常時監視」(環境基準の達成状況の把握)を開始した。平成 15 年度からは区部については区長に事務が移譲され、更に平成 24 年度からは市部の事務が市長に移譲されたことにより、現在、都は多摩部の町村区域の測定・評価を行っている。

また、区市においては常時監視に加えて、毎年、騒音規制法及び振動規制法に基づき、自動車 騒音や道路交通振動の状況を調査しており、令和5年度は自動車騒音について369地点で、道路 交通振動について315地点で調査を実施した。そのうち自動車騒音の355地点、道路交通振動の 303地点は、昼間・夜間の両時間区分で調査を実施している。

本報告書は、都、区及び市による調査結果を基に、自動車騒音の状況の常時監視、自動車騒音 に係る要請限度及び道路交通振動に係る要請限度の超過状況等、騒音及び振動の大きさの状況を 全都的に把握することを目的として取りまとめを行ったものである。

調査事項及び調査実施者は表1のとおりである。

表 1 調査事項及び調査実施者

調査事項		調査実施者	根拠		
騒音	環境基準の達成状況	知事 (3町1村) 区長 (23区) 市長 (26市)	騒音規制法第18条		
	要請限度の超過状況	区市長	騒音規制法第17条及び第21条の2		
振動	要請限度の超過状況	区市長	振動規制法第16条及び第19条		

2 調査地点数及び対象道路等

令和5年度に実施した測定地点数及び対象道路等は、表2のとおりである。

騒音に係る環境基準 騒音に係る要請限度 振動に係る要請限度 23区、26市、 対象地域 23区、26市 23区、26市 西多摩郡(3町1村) 評価区間数 1035評価区間 369地点 315地点 測定地点数 高速自動車国道、都市高速道 高速自動車国道、都市高速道 高速自動車国道、都市高速道 対象道路 路、一般国道、主要地方道、 路、一般国道、主要地方道、 路、一般国道、主要地方道、 一般都道、一般区市道 一般都道、一般区市道 一般都道、一般区市道 令和5年4月から 令和5年4月から 令和5年4月から 測定期間 令和6年3月まで 令和6年3月まで 令和6年3月まで

原則として高さ1.2~1.5m | 原則として高さ1.2~1.5m

表 2 測定地点数及び対象道路等

3 騒音の状況

測定位置

(1) 東京都及び23区26市の調査結果 (環境基準の達成状況等)

道路端

① 面的評価による環境基準の達成状況

令和5度に面的評価を実施した1,035評価対象区間における、道路沿道(道路端から50mの範囲)の住居等の戸数は1,047,015戸で、そのうち環境基準で定める昼間(6時から22時まで)の時間区分において環境基準を達成していた戸数は1,008,399戸で、達成率は96%、夜間(22時から翌6時まで)で達成していた戸数は961,609戸で、達成率は92%であった。

道路端

道路端

地 表 面

道路端から15m又は20m以内の特例の基準が定められている近接空間と、それより後ろの 非近接空間ごとの達成状況は表3のとおりである。

近接空間の達成状況は、昼間94%、夜間87%と低くなっている。

表3 面的評価結果(近接・非近接別の環境基準達成率)

	昼間		夜間			
	近接	非近接	全体	近接	非近接	全体
区部	92.6%	98. 7%	95. 5%	84.6%	96. 7%	90.4%
市部	97. 9%	99.0%	98. 5%	94. 3%	98.0%	96. 3%
町村部	97. 9%	98. 5%	98. 3%	93. 5%	96.6%	95. 2%
全 体	93. 8%	98.8%	96. 2%	86. 7%	97.0%	91.8%

② 基準点における騒音レベルと環境基準値(昼間 70dB、夜間 65dB)との比較

ア) 環境基準値以下の地点数及びその割合

面的評価の基準点として令和 5 年度に騒音測定を実施した 267 地点(区部 144 地点、市部 111 地点、町村部 12 地点)のうち環境基準に定める昼間(6 時から 22 時まで)、夜間(22 時から翌 6 時まで)の両時間区分で環境基準値以下の地点は 201 地点で、その割合は 75.3 %であった。

イ)時間区分別の環境基準値との比較

昼間、夜間の時間区分別に見ると、昼間の時間区分で基準値を下回っていた地点は 236 地点でその割合は 83.4%、夜間の時間区分で基準値を下回っていた地点は 201 地点でその割合は 75.3%であった。

(2) 区市の調査結果 (要請限度の超過状況)

① 要請限度超過地点数及び超過率

昼間・夜間の両時間区分で騒音測定を実施した 355 地点(区部 223 地点、市部 132 地点)の うち、要請限度に定める昼間(6時から 22 時まで)及び夜間(22 時から翌6時まで)の両時間区分のいずれか又は両時間区分で要請限度を超過していた地点は 21 地点で、超過率は 5.9% であった。

② 時間区分別の要請限度の超過状況

昼間・夜間の時間区分別に見ると、昼間の時間区分では1地点で超過し、超過率は0.3%であった。夜間の時間区分では21地点で超過し、超過率は5.9%であった。

③ 区域の区分別要請限度の超過状況

区域の区分別の超過状況では、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域である c 区域の超過率が高く、c 区域の測定地点数 192 地点のうちいずれかの時間区分で超過していた地点数は 16 地点で、超過率は 8.3%であった。

4 振動の状況

区市の調査結果 (要請限度の超過状況)

昼間・夜間の両時間区分で測定を実施した 303 地点(区部 190 地点、市部 113 地点)のうち、要請限度に定める昼間(8時から 19 時又は 20 時まで)、夜間(19 時又は 20 時から翌 8 時まで)のいずれか又は両時間区分で要請限度を超過していた地点はなかった。